

一、相关新法令、新政策

● 关于跨境人民币直接投资有关问题的通知

【发布单位】商务部
 【发布文号】商资函〔2011〕第 889 号
 【发布日期】2011-10-12
 【实施日期】2011-10-12
 【内容提要】根据该通知：

定义
<ul style="list-style-type: none"> “跨境人民币直接投资”是指外国投资者以合法获得的境外人民币依法来华开展直接投资活动。 <p>备注：港澳台投资者开展跨境人民币直接投资的，参照办理。</p>
资金来源
<ul style="list-style-type: none"> 外国投资者通过跨境贸易人民币结算取得的人民币，以及从中国境内依法取得并汇出境外的人民币利润和转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币； 外国投资者在境外通过合法渠道取得的人民币，包括但不限于通过境外发行人民币债券、发行人民币股票等方式取得的人民币。
投资要求
<ul style="list-style-type: none"> 跨境人民币直接投资及所投资外商投资企业的再投资应当符合外商投资法律法规及有关规定的要求，遵守国家外商投资产业政策、外资并购安全审查、反垄断审查的有关规定。 跨境人民币直接投资在中国境内不得直接或间接用于投资有价证券和金融衍生品（除以下情况外），以及用于委托贷款。 例外情况：外国投资者使用合法获得的境外人民币参与境内上市公司定向发行、协议转让股票的，应按照《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》的要求向商务部办理相关审批手续。
审核部门
<ul style="list-style-type: none"> 各级商务主管部门按照现行外商投资审批管理规定和权限审批跨境人民币直接投资。 以下情形，由省级商务主管部门在《跨境人民币直接投资情况表》上签章后，报商务部审核。 <ul style="list-style-type: none"> 人民币出资金额达 3 亿或 3 亿元人民币以上； 融资担保、融资租赁、小额贷款、拍卖等行业； 外商投资性公司、外商投资创业投资或股权投资企业； 水泥、钢铁、电解铝、造船等国家宏观调控行业。

一、関連する新法令、新政策

● クロスボーダー人民元直接投資関係事項について
の通知

【発布機関】商務部
 【発布番号】商資函〔2011〕第 889 号
 【発布日】2011-10-12
 【施行日】2011-10-12
 【内容の概要】本通知によると以下の通りである。

定義
<ul style="list-style-type: none"> 「クロスボーダー人民元直接投資」とは、外国投資者が適法に獲得した国外人民元をもって法に依拠して中国にて直接投資活動を行うことをいう。 <p>注釈：香港、マカオ、台湾の出資者がクロスボーダー人民元直接投資を行う場合は、これに準じて取扱う。</p>
資金源泉
<ul style="list-style-type: none"> 外国投資者がクロスボーダー貿易人民元決済を通じて取得した人民元、及び中国国内で法に依拠して取得し且つ国外に送金する人民元利益及びデットエクイティスワップ、減資、清算、投資の先行回収により取得した人民元。 外国投資者が国外で適法なルートを通じて取得した人民元。国外において人民元建て債券の発行、人民元建て株式の発行等の方式を通じて取得した人民元を含むがこれらに限定しない。
投資要求
<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダー人民元直接投資及びその投資先である外商投資企業への再投資は、外商投資法令及び関係規定の要求に適合し、国の外商投資産業政策、外資による買収合併の安全審査、独占禁止審査の関係規定を遵守しなければならない。 クロスボーダー人民元直接投資を、中国国内で直接又は間接的に有価証券及び金融派生商品（以下の状況は除く）、及び委託貸付に用いてはならない。 例外的状況：外国投資者が適法に獲得した国外の人民元を使用して国内上場会社による株式の特定の発行、協議譲渡に参与する場合、「外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理弁法」の要求に基づき商務部にて関係する審査許可手続を行わなければならない。
認可部門
<ul style="list-style-type: none"> 各級の商務主管部門が現行の外商投資審査許可管理規定及び権限に基づきクロスボーダー人民元直接投資を審査し許可する。 次に掲げる状況においては、省級の商務主管部門が「クロスボーダー人民元直接投資状況表」に署名を行った後、商務部の認可を仰ぐ。 <ul style="list-style-type: none"> 人民元出資金額が 3 億人民元又はそれ以上である。 融資担保、ファイナンスリース、小口貸付、競売等の業種。 外商投資性会社、外商投資ベンチャーキャピタル又は持分投資企業。 セメント、鉄鋼、電解アルミ、造船等の国のマクロコントロール業種。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201110/2011007779529.html>

● 外商直接投资人民币结算业务管理办法

【发布单位】中国人民银行
【发布文号】中国人民银行公告〔2011〕第23号
【发布日期】2011-10-13
【实施日期】2011-10-13
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/gzdt/2011-10/14/content_1969549.htm

● 关于修改《中华人民共和国资源税暂行条例》的决定

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第605号
【发布日期】2011-09-30
【实施日期】2011-11-01
【出台背景】

- 从2010年06月01日起，中国在新疆进行资源税改革试点。2010年12月01日起，又在其他西部省（区）进行了这项改革试点，将原油、天然气资源税由“从量定额”改为“从价定率”。
- 经总结改革试点的成功经验，国务院决定增加规定从价定率的资源税计征办法，在全国范围内实施资源税改革。目前先对原油、天然气实行从价定率计征，条件成熟时再逐步扩大到其他资源产品。

【内容提要】根据修改后的《中华人民共和国资源税暂行条例》：

适用范围
<ul style="list-style-type: none">纳税人：在中国领域及管辖海域开采该条例规定的矿产品或者生产盐的单位和个人。应税产品：原油、天然气、煤炭、其他非金属矿原矿、黑色金属矿原矿、有色金属矿原矿、盐。
此次修改内容（部分）
<ul style="list-style-type: none">对原油、天然气按销售额的5%-10%征收资源税。 即，重点调整了油气资源税的计征办法和税率，将原先的“从量定额”改为“从价定率”征收。调整了焦煤和稀土矿的资源税税额标准。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于修改《中华人民共和国资源税暂行条例》的决定
http://www.gov.cn/flfg/2011-10/10/content_1965574.htm

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201110/2011007779529.html>

● 外商直接投資人民元決済業務管理弁法

【發布機關】中國人民銀行
【發布番號】中國人民銀行公告〔2011〕第23號
【發布日】2011-10-13
【施行日】2011-10-13
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/gzdt/2011-10/14/content_1969549.htm

● 「中華人民共和國資源稅暫定條例」改正の決定

【發布機關】國務院
【發布番號】國務院令 第605號
【發布日】2011-09-30
【施行日】2011-11-01
【發布的背景】

- 2010年6月1日から、中国は新疆にて資源税改革を試行した。2010年12月1日からは、その他の西部の省（区）においてもこの改革を試行し、原油、天然ガス資源税を「従量定額」から「従価定率」に改めた。
- 改革試行の成功した経験をまとめ、国务院は、従価定率の資源税計算徴収弁法を追加規定し、全国範圍で資源税改革を実施することにし、現在は、まず原油、天然ガスについて従価定率の計算徴収を実施し、条件が整った際に改めてその他資源製品に徐々に拡大することを決定した。

【内容の概要】改正後の「中華人民共和國資源稅暫定條例」によると以下の通りである。

適用範圍
<ul style="list-style-type: none">納稅者：中國領內及び管轄海域において本條例に定める鉱産物を採掘し又は塩を生産する機關及び個人。課稅製品：原油、天然ガス、石炭、その他非金属鉱物原鉱、鉄金属鉱物原鉱、非鉄金属鉱物原鉱、塩。
この度の改正内容（部分）
<ul style="list-style-type: none">原油、天然ガスは、売上高の5%-10%に基づき資源税を賦課する 即ち、原油・天然ガス資源税の計算徴収弁法及び税率を重点的に調整し、従来の「従量定額」を「従価定率」に改めて徴収する。コークス及びレアアース鉱物の資源税税額基準を調整した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「中華人民共和國資源稅暫定條例」改正の決定
http://www.gov.cn/flfg/2011-10/10/content_1965574.htm

三部门答记者问

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgdw/201110/201111000350828.shtml>

● 关于纳税人资产重组有关营业税问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 51 号
【发布日期】2011-09-26
【实施日期】2011-10-01
【内容提要】根据该公告：

主要内容
纳税人在资产重组过程中，通过合并、分立、出售、置换等方式，将全部或者部分实物资产以及与其相关联的债权、债务和劳动力一并转让给其他单位和个人的行为，不属于营业税征收范围，其中涉及的不动产、土地使用权转让，不征收营业税。
生效日
该公告自 2011 年 10 月 01 日起执行。此前未作处理的，按照该公告的规定执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11692198.html>

● 关于软件产品增值税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税〔2011〕100 号
【发布日期】2011-10-13
【实施日期】2011-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/qzdt/2011-10/14/content_1970072.htm

● 关于进一步加强企业信用分类监管的意见

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】工商企字〔2011〕192 号
【发布日期】2011-09-21
【内容提要】该意见提出：

- 用 3 年左右的时间，建立完善综合业务平台，建成“国家经济户籍库”；
- 加强企业信用分类监管信息的应用，基本形成工商部门内部以及工商监管信息与外部门监管信息的共享；
- 打造公众服务平台，基本实现社会公众对企业登记管理基本信息的网上查询。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/ziwj/qyzcj/20111>

三部門による記者質問への回答

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgdw/201110/201111000350828.shtml>

● 納税者資産再編に係る営業税に関する公告

【发布機關】国家稅務總局
【发布番号】国家稅務總局公告 2011 年第 51 号
【発布日】2011-09-26
【施行日】2011-10-01
【内容の概要】本公告によると以下の通りである。

主な内容
納税者は資産の再編過程で、合併、分割、売却、交換等の方式により、全部又は一部の現物資産及びこれに関連する債権、債務及び労働力をあわせてその他機関及び個人に譲渡する行為は、営業税徴収範囲に該当せず、これに係る不動産、土地使用権の譲渡においては、営業税を賦課しない。
発効日
本公告は 2011 年 10 月 1 日から施行する。それまでに処理していないものについては、本公告の規定に基づき実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11692198.html>

● ソフトウェア製品増値税政策に関する通知

【发布機關】財政部、国家稅務總局
【发布番号】財稅〔2011〕100 号
【発布日】2011-10-13
【施行日】2011-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/qzdt/2011-10/14/content_1970072.htm

● 企業信用分類監督管理を一層強化することについての意見

【发布機關】国家工商行政管理總局
【发布番号】工商企字〔2011〕192 号
【発布日】2011-09-21
【内容の概要】本意見では以下の通り言及している。

- 3 年ほどの時間を要して、整った綜合業務プラットフォームを構築し、「国家經濟户籍データベース」を構築する。
- 企業信用分類監督管理情報の応用を強化し、工商部門内部及び工商監督管理情報と外部部門監督管理情報の共有を基本的に形成する。
- 公衆サービスプラットフォームを構築し、社会公衆による企業登記管理基本情報のオンライン照会を基本的に実現させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

● **安全生产“十二五”规划**

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发〔2011〕47号
【发布日期】2011-10-01
【实施日期】2011-2015
【内容提要】该规划明确了道路运输、危险化学品、特种设备、工贸行业、职业健康等在安全生产方面的主要任务。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2011-10/14/content_1969993.htm

● **安全生产「第十二次五ヶ年」計画**

【発布機関】国务院弁公庁
【発布番号】国弁発〔2011〕47号
【発布日】2011-10-01
【施行日】2011-2015
【内容の概要】本計画は、道路輸送、危険化学品、特殊設備、工業生産・貿易業種、職業健全等の安全生産方面での主要な任務を明確にした。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2011-10/14/content_1969993.htm

● **上海市企业资产损失所得税税前扣除申报事项操作规程（试行）（上海）**

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】沪国税所〔2011〕101号
【发布日期】2011-09-29
【实施日期】2011-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28898.html>

● **上海市企業資産損失所得税税引前控除申告事項の取扱規程（試行）（上海）**

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局
【発布番号】滬国税所〔2011〕101号
【発布日】2011-09-29
【施行日】2011-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28898.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● **国务院确定支持小型和微型企业发展的金融财税政策**

日前，国务院常务会议研究确定了支持小型和微型企业发展的金融、财税政策措施。简要介绍如下：

金融政策（共六项）
包括： <ul style="list-style-type: none">▪ 加大对小型、微型企业的信贷支持。▪ 清理纠正金融服务不合理收费。▪ 拓宽小型、微型企业融资渠道。
财税政策（共三项）
<ul style="list-style-type: none">▪ 提高小型、微型企业增值税和营业税起征点。将小型微利企业减半征收企业所得税政

二、関連する新着情報

● **国务院は小型及び零細企業の発展を支援する金融財政政策を確定した**

先頃、国务院常務會議は小型及び零細企業の発展を支援する金融、財務税制政策措置を研究し、確定した。以下簡潔に紹介する。

金融政策（計 6 項目）
以下を含む。 <ul style="list-style-type: none">▪ 小型、零細企業の貸付支援を強化する。▪ 金融サービスの不合理な料金体系を見直し是正する。▪ 小型、零細企業の融資のルートを拡張する。
財務税制政策（計 3 項目）
<ul style="list-style-type: none">▪ 小型、零細企業の増値税及び營業税の徴収基準点を引き上げる。小型、零細企業の企業所得

- 策，延长至 2015 年底并扩大范围。
- 以财税优惠政策支持金融机构加强对小型、微型企业的金融服务。
- 扩大中小企业专项资金规模，进一步清理取消和减免部分涉企收费。

备注：根据《[中小企业划型标准规定](#)》，中小企业划分为中型、小型、微型三种类型，具体标准根据企业从业人员、营业收入、资产总额等指标，结合行业特点制定。

（摘自中国政府网；2011 年 10 月 12 日发布）

● [《企业外协用工安全生产管理规定》、《危险化学品登记管理办法》、《危险化学品安全使用许可证管理办法》](#) 公开征求意见

日前，国家安全生产监督管理总局发布《[企业外协用工安全生产管理规定（送审稿）](#)》、《[危险化学品登记管理办法（修订草案）](#)》及其《[起草说明](#)》、《[对照表](#)》、《[危险化学品安全使用许可证管理办法（草案）](#)》以及《[危险化学品安全使用许可适用行业目录（草案）](#)》、《[危险化学品使用量的数量标准（草案）](#)》，并公开征求意见。

根据前述草案：

<p>《企业外协用工安全生产管理规定（送审稿）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 适用于工矿商贸企业从事生产、检修、工程建设、服务作业的外协用工安全生产管理。 ▪ 外协工，是指直接与劳务派遣单位或工程项目承包单位签订劳动合同，建立合法的劳动关系，通过劳务派遣或者工程项目承包方式到用工单位、发包单位从事生产、检修、工程建设、服务作业的人员。 ▪ 管理责任： 采用劳务派遣方式的，用工单位应当对外协工安全生产负直接管理责任，劳务派遣单位负相应的安全生产管理责任。 采用工程项目承包方式的，发包单位应当对发包的工程项目及外协工的安全生产负协调、监督责任。承包单位应当对承包工程项目及外协工的安全生产管理全面负责，并依照国家有关规定和工程项目承包合同约定，接受发包单位的安全生产监督。
<p>《危险化学品登记管理办法（修订草案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 适用于危险化学品生产企业、进口企业，其生产或进口的品种列入《危险化学品目录》的危险化学品登记管理工作。
<p>《危险化学品安全使用许可证管理办法（草案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 适用于列入《危险化学品安全使用许可适用行业目录》、使用危险化学品从事生产并且

- 税半減政策を 2015 年末まで延長し且つ範囲を拡大する。
- 財務税制優遇政策をもって金融機関が小型、零細企業への金融サービスを強化することを支援する。
- 中小企業個別資金規模を拡大し、一部の企業関連料金項目を更に見直し廃止し、又は減額する。

注釈：[「中小企業分類画定基準規定」](#)によると、中小企業は、中型、小型、零細型の 3 種類の分類に区分けられ、具体的な基準は企業の従業員、営業収入、資産総額等の指数に基づき、業種の特徴とあわせて制定される。

（2011 年 10 月 12 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋）

● [「企業外部委嘱社員安全生产管理规定」](#)、[「危险化学品登记管理法」](#)、[「危险化学品安全使用许可证管理法」](#) がパブリックコメントを募集する

先頃、国家安全生产监督管理总局は、[「企業外部委嘱社員安全生产管理规定（審査申請案）」](#)、[「危险化学品登记管理法（改正草案）」](#) 及びその「[起草说明](#)」、「[对照表](#)」、「[危险化学品安全使用许可证管理法（草案）」](#) 並びに「[危险化学品安全使用许可适用業種目録（草案）」](#)、「[危险化学品使用量的数量基準（草案）」](#)」を公表し、且つパブリックコメントを募集している。

前述の草案によると以下の通りである。

<p>「企業外部委嘱社員安全生产管理规定（審査申請案）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 工業/鉱業/商業/貿易企業が生産、検査修理、工事建設、サービス作業を取扱う外部委嘱社員の安全生产管理に適用する。 ▪ 外部委嘱社員とは、直接に劳务派遣機関又は工事プロジェクト請負機関と労働契約を締結し、適法な労働関係を構築し、劳务派遣又は工事プロジェクト請負方式により使用者、発注機関に派遣され、生産、検査修理、工事建設、サービス作業を取扱う人員をいう。 ▪ 管理責任： <u>劳务派遣方式を採用する場合</u>、使用者は、外部委嘱社員の安全生产について直接の管理責任を負い、劳务派遣機関に係る安全生产管理責任を負う。 <u>工事プロジェクト請負方式を採用する場合</u>、発注機関は、発注した工事プロジェクト及び外部委嘱社員の安全生产について協調、監督責任を負う。請負機関は、請負工事プロジェクト及び外部委嘱社員の安全生产管理について全面的な責任を負い、且つ国の関係規定及び工事プロジェクト請負契約の約定に照らして、発注機関の安全生产監督を受け入れる。
<p>「危险化学品登记管理法（改正草案）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 危险化学品生産企業、輸入企業、その生産し又は輸入する品目が「危险化学品目録」に組入れられる危险化学品登記管理作業に適用する。
<p>「危险化学品安全使用许可证管理法（草案）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「危险化学品安全使用许可适用業種目録」に組入れられ、危险化学品を使用して生産を行い且つ

使用量达到《危险化学品使用量的数量标准》的化工企业。

(里兆律师事务所 2011 年 10 月 14 日整理编写)

● [《专利实施强制许可办法修订草案》公开征求意见](#)

为落实修改后的《专利法》和《专利法实施细则》的相关规定，国家知识产权局制作了[《专利实施强制许可办法修订草案（征求意见稿）》](#)，并公开征求意见。该征求意见稿对强制许可请求的提出和受理、审查和决定、终止强制许可请求的审查和决定的具体条件及程序等进行了规定。

(摘自国家知识产权局网站；2011 年 10 月 12 日发布)

● [《土地估价管理办法》公开征求意见](#)

为规范土地估价管理，国土资源部起草了[《土地估价管理办法（草案）（征求意见稿）》](#)，并公开征求意见。该办法适用于在中国境内的土地估价活动。受政府或者政府部门委托进行的基准地价、标定地价等政府公示地价评估以及国有土地资产处置评估应当参照该办法执行。

(摘自国土资源部；2011 年 10 月 14 日发布)

● [2011 年 09 月中国主要经济数据](#)

日前，国家统计局、海关总署、中国人民银行等发布了 2011 年 09 月中国主要经济数据，包括：

- 经济统计数据，包括：[工业生产者价格变动情况](#)、[居民消费价格（CPI）](#)、[部分重点企业主要工业品出厂价格变动情况](#)、[三季度企业景气指数](#)、[三季度企业家信心指数](#)等。
- 进出口数据，包括：[全国进出口总值表](#)、[全国进口重点商品量值表](#)、[全国出口重点商品量值表](#)、[进出口商品主要国别（地区）总值表](#)、[进出口商品贸易方式总值表【累计、当月】](#)等。
- [2011 年前三季度金融统计数据报告](#)。

(里兆律师事务所 2011 年 10 月 14 日整理编写)

使用量が「危険化学品使用量の数量基準」に達する化学工業企業に適用する。

(里兆法律事務所が 2011 年 10 月 14 日付で作成)

● [「特許実施強制許諾弁法改正草案」がパブリックコメントを募集する](#)

改正後の「特許法」及び「特許法実施細則」の関係規定を実施するため、国家知識産権局は「[特許実施強制許諾弁法改正草案（意見募集案）](#)」を起草し、且つパブリックコメントを募集する。本意見募集案は、強制許諾の要請についての提示と受理、審査と決定、強制許諾終了の要請の審査と決定の具体的な条件及び手順等について規定を行っている。

(2011 年 10 月 12 日付の国家知識産権局ウェブサイトより抜粋)

● [「土地価格評価管理弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

土地価格評価管理を規範化するため、国土資源部は「[土地価格評価管理弁法（草案）（意見募集案）](#)」を起草し、且つパブリックコメントを募集している。本弁法は、中国国内の土地価格評価活動に適用するものである。政府又は政府部門の委託を受け行う基準地価、標準地価等の政府が公示する地価評価及び国有土地資産処理評価においては、本弁法に照らして実施しなければならない。

(2011 年 10 月 14 日付で国土資源部が発表)

● [2011 年 9 月中国主要経済データ](#)

先頃、国家统计局、税関総局、中国人民銀行等は 2011 年 9 月の中国主要経済データを公表したが、具体的には以下の通りである。

- 経済統計データ。具体的には、[工業生産者物価指数変動状況](#)、[消費者物価指数（CPI）](#)、[二部重点企业主要工業製品出荷価格変動状況](#)、[第 3 四半期企業景气指数](#)、[第 3 四半期企業家信頼感指数](#)等が含まれる。
- 輸出入データ。具体的には、[全国輸出入総値表](#)、[全国輸入重点商品量值表](#)、[全国輸出重点商品量值表](#)、[輸出入商品主要国別（地区）総値表](#)、[輸出入商品貿易方式総値表【累計、当月】](#)等が含まれる。
- [2011 年の前の 3 四半期における金融統計データ報告](#)。

(里兆法律事務所が 2011 年 10 月 14 日付で作成)

● [频繁变动中的中国劳动法律透视着什么\(连载之二/共二篇\)](#)

在第 268 期《里兆法律资讯》,我们对“自《劳动合同法》施行起颁布、修订施行的主要劳动法律”、“中国劳动法律变动的要点及其体现”进行了解析,接下来我们将继续对“中国劳动法律变动的原因及思路”和“用人单位的应对策略”进行解析。

变动原因及思路

中国劳动法律之所以频繁变动,有着深刻的经济和政治原因。

近年来,随着中国经济的发展,社会贫富差距越拉越大,导致社会出现不稳定因素,为及时调整经济和社会政策,2007年,《胡锦涛在中国共产党第十七次全国代表大会上的报告》明确提出要“逐步扭转收入分配差距扩大趋势”,因此,“必须在经济发展的基础上,更加注重社会建设,着力保障和改善民生”,要“深化收入分配制度改革”,“更加注重公平”。于是,“着力保障和改善民生”成为一项重要的政治目标,而“缩小贫富差距,进行收入分配改革”则是实现这一目标的基本策略。

为落实“缩小贫富差距,进行收入分配改革”的基本策略,进行劳动制度改革是最重要的一环,《胡锦涛在中国共产党第十七次全国代表大会上的报告》、《国务院批转发展改革委关于 2009 年深化经济体制改革工作意见的通知》对劳动制度改革也提出了相关要求,例如要提高劳动报酬在初次分配中的比重,加快建立社会保障体系,着力提高低收入者收入,保护合法收入,调节过高收入,推动工资集体协商并建立正常的工资增长机制等。

根据上文所总结的中国劳动法律变动情况,结合以上背景,我们理解,中国劳动法律变动系根据如下三大立法新思路进行(这也是实务上理解劳动法律以及劳动争议裁判政策的关键),具体解释如下:

思路一:从“弱保护”变为“强保护”

1. 关于“弱保护”
<ul style="list-style-type: none">在《劳动合同法》施行之前,中国劳动制度的设计思路体现为“弱保护”思路。即,总体上偏向保障经济效率,注重保护用人单位的用工自主权以及节约用工成本。这种思路相对忽略了劳动者权益,导致了劳动关系不稳定(例如,劳动合同短期化、用人单位降职降薪及解除劳动合同较为随意等)以及劳动者工资福利偏低的局面。

● [絶えず变化する中国の労働法律から見えるもの\(連載二/計二回\)](#)

第 268 期「里兆法律情報」では、「労働契約法」の施行に伴い公布、改正施行された主な労働法律、「中国労働法律変更の要点及びその該当箇所」について分析を行ったが、ここでは「中国労働法律の変化の原因及び思考」、「雇用主の対応策」について分析を行う。

変化の原因及び思考

中国労働法律が絶えず变化するには、深刻な経済及び政治上の理由がある。

ここ数年、中国経済の発展に伴い、社会の貧富の差がますます開いたことで、社会には不安定な要素が生じることになり、経済及び社会政策を遅滞なく調整するために、2007年、「胡锦涛の中国共产党第十七次全国代表大会上の報告」では、「所得分配の格差の拡大傾向を徐々に転換させ」なければならないと明確に打ち出していることから、「経済発展をベースにし、社会建設により重点を置き、国民の生活の保障と改善に力を入れる必要がある」、「所得分配制度改革を遂行」し、「公平性を一層重んじ」なければならない。したがって、「国民の生活の保障と改善に力を入れる」ことが重要な政治目標であり、「貧富の差を縮小させ、所得分配の改革を行う」ことが、この目標の基本策としている。

「貧富の差を縮小させ、所得分配の改革を行う」という基本策を遂行するためには、労働制度改革が重要な一環であり、「胡锦涛の中国共产党第十七次全国代表大会上の報告」、「2009年の経済体制改革作業を推進することについての発展改革委員会による意見を国務院が認める通知」で労働制度改革についても関連要求を出している。例えば、労働報酬の初回分配時における比重の引き上げ、社会保障システム構築の加速、低収入者所得の引き上げ、適度な収入の保護、高すぎる収入の調節、賃金団体交渉の推進と正常な昇給システムの構築等である。

上文にまとめる中国労働法律の変化状況に基づき、以上の背景と結び合わせ、筆者の理解では、中国労働法律の変化は、次の 3 つの大きな立法の新しい思考に基づき生じており(これも実務上、労働法律及び労働争議裁判政策を理解する上での要である)、具体的には以下の通りである。

思考一:「弱保護」から「強保護」への変化

1. 「弱保護」について
<ul style="list-style-type: none">「労働契約法」が施行されるまでは、中国労働制度の設計は「弱保護」の思考を体現していた。つまり、全体的には経済効率を保障し、雇用主の雇用自主権の保護並びに労務コストの節約に重きを置いていた。この種の思考は労働者の権益をおろそかにすることになり、労働関係の不安定さ(例えば、労働契約の短期化、雇用主の気ままな降級減給及び労働契約の解除等)及び労働者賃金福利が低きに過

2. 关于“强保护”
<ul style="list-style-type: none"> “强保护”思路与“弱保护”思路对立。 即，总体上偏向保障经济公平，重视劳动者的权益，注重保护劳动者的就业自主权以及提高工资福利，对用人单位的用工自主权以及不合理地降低用工成本予以必要限制。
3. “强保护”的具体表现
<ul style="list-style-type: none"> 建立并维持稳定的个别劳动关系； 提高劳动标准及社会保障水平；等。

思路二：从“统一保护”变为“区分保护”

1. 关于“统一保护”
<ul style="list-style-type: none"> “统一保护”思路由《劳动法》确立。 即，对所有劳动者，无论是高管或是普通劳动者，不区分其收入水平、谈判能力，而视为同一地位的劳动者进行同等保护。 这种思路不利于发挥劳动法律保护低收入劳动者的功能，也不利于缩小收入差距。
2. 关于“区分保护”
<ul style="list-style-type: none"> 《劳动合同法》及后续立法开始将“统一保护”思路调整为“区分保护”思路。 即，对不同收入水平的劳动者设计不同的保护制度，对低收入劳动者设计相对于高收入劳动者更强的保护制度，对高收入劳动者也会在个别情况下予以一定的限制。 例如：降低或限制收入水平等。
3. “区分保护”的具体表现
<ul style="list-style-type: none"> 提高低收入劳动者的收入水平。 例如：不断提高最低工资标准和社会保险待遇等； 支持中等收入劳动者通过谈判等方法提高收入。 例如：推进工资集体协商等； 限制高收入劳动者的收入。 例如：通过经济补偿金计算基数3倍封顶以及12个月封顶等制度对高收入劳动者进行一定限制。

思路三：从“强调保护劳动者个体”变为“保护劳动者个体和群体并重”

1. 关于“强调保护劳动者个体”
<ul style="list-style-type: none"> 即，侧重规范劳动者个体与用人单位之间的个别劳动关系，制定完善的劳动合同相关立法，相对忽视规范劳动者群体与用人单位的集体劳动关系。
2. 关于“保护劳动者个体与群体并重”
<ul style="list-style-type: none"> “本田罢工事件”、“吉林通钢事件”等群体事件暴露了中国保护劳动者群体规范的缺失，同时也预示着中国将面临更多的集体劳动关系问题。

<p>ざる局面を生んだ。</p>
2. 「強保護」について
<ul style="list-style-type: none"> 「強保護」は「弱保護」の思考に相対するものである。 つまり、全体的に経済公平を保障し、労働者の權益を重視しており、労働者の就業自主権の保護並びに賃金福利の向上に重きを置いている。また、雇用主の雇用自主権及び不合理な労務コストの削減に対しては必要な制限を加えている。
3. 「強保護」の具体的な現れ方
<ul style="list-style-type: none"> 安定した個々の労働関係を構築し維持する。 労働基準及び社会保障水準の引き上げ等。

思考二：「統一保護」から「区分保護」への変化

1. 「統一保護」について
<ul style="list-style-type: none"> 「統一保護」の思考は「労働法」で確立した。 つまり、全ての労働者に対し、高級管理職であろうと一般労働者であろうと、その収入水準、交渉能力の分けなく、同じ地位の労働者とみなし、同等に保護する。 この種の思考は、労働法律が低收入労働者保護の機能を発揮する際に障害となり、また、収入格差の是正においても不利に働く。
2. 「区分保護」について
<ul style="list-style-type: none"> 「労働契約法」及び後続の立法作業では、「統一保護」の思考から「区分保護」の思考へ調整が始まった。 つまり、異なる収入水準の労働者に対し、個々の保護制度を設け、低收入労働者に対しては高収入労働者に比してより厚い保護制度を制定し、高収入労働者に対しては個別の状況において一定の制限を加えた。 例：収入水準の引き下げ又は制限等。
3. 「区分保護」の具体的な現れ方
<ul style="list-style-type: none"> 低收入労働者の収入水準を引き上げる。 例：最低賃金基準及び社会保障待遇等の継続的な引き上げ。 中間的収入の労働者が交渉等の手段を通じて収入の引き上げを行うことを支援する。 例：賃金団体交渉等の推進。 高収入労働者の収入を制限する。 例：経済補償金の計算基数に3倍の上限並びに12か月分の上限を設ける等の制度を通じて、高収入労働者に対し一定の制限を加える。

思考三：「労働者個人の保護の強調」から「労働者個人及び団体を同等に重んじた保護」への変化

1. 「労働者個人の保護の強調」について
<ul style="list-style-type: none"> 即ち、労働者個人と雇用主の間での個々の労働関係の規範化に重きを置き、完全なる労働契約関連法規を制定する。相対的に労働者団体と雇用主の間での団体的労働関係の規範化はないがしらとなる。
2. 「労働者個人及び団体を同等に重んじた保護」について
<ul style="list-style-type: none"> 「ホンダのストライキ事件」、「吉林通鋼事件」等の団体事件は、中国における労働者団体保護の規範化に欠陥があることを露呈した。同時に将来、中国ではより多くの団体的労働関係問題に直面

<ul style="list-style-type: none"> 因此，中国开始强调“保护劳动者个体与群体并重”的思路。即，在推进保护劳动者个体的同时，不断推进保护劳动者群体的权益。
3. “保护劳动者个体与群体并重”的具体表现
<ul style="list-style-type: none"> 在保护劳动者个体方面，继续提高劳动标准及社会保障水平； 在保护劳动者群体方面，致力于通过推进集体合同制度提高劳动者群体对用人单位的谈判能力、通过推进职工代表大会等职工民主制度提高劳动者群体在用人单位的话语权。

上述变动思路基本体现了中国新确立的“保障和改善民生”的政治目标，2011年，《[中华人民共和国国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要](#)》重申“坚持保障和改善民生”，我们预计，将来的劳动法律也将继续沿着这一路线推进。近期最受关注的劳动立法便是制定《工资条例》、完善规范集体劳动关系的相关法律以及《社会保险法》相关实施细则等。

用人单位的应对策略

(一) 中国劳动法律频繁变动的总体应对

1. 及时了解新的劳动立法动向
<ul style="list-style-type: none"> 近年来中国劳动法律频繁变动，新法层出不穷，因此，需要及时跟踪了解新的劳动立法动向，及时调整人力资源管理策略。
2. 根据三大“立法新思路”来理解劳动法律
<ul style="list-style-type: none"> 基于新思路制定的劳动法律可能与原法律存在明显的差异，甚至完全相反。因此，应 按照新思路理解该等劳动法律。 例如：《社会保险法》第56条规定“生育津贴按照职工所在用人单位上年度职工月平均工资计发”。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 根据此条规定执行时，会发现本人工资低于平均工资的劳动者领取的生育津贴将高于本人工资，而本人工资高于平均工资的劳动者领取的生育津贴将低于本人工资。 ➢ 但是，如果按照原来“统一保护”的旧思路和相关规理解，劳动者本人工资高，生育津贴也应当高。 ➢ 但如果按“区分保护”的新思路理解，本人工资低的低收入劳动者应当受到保护，本人工资高的高收入劳动者应当受到限制。了解立法思路的转变，有助于加深对法律变动的理解。

<ul style="list-style-type: none"> することが予見された。 これにより、中国では「労働者個人と団体を同等に重んじた保護」を強調する思考が提唱され始めた。つまり、労働者個人の保護を推進すると同時に、労働者団体の権益保護も継続的に推進する思考である。
3. 「労働者個人及び団体を同等に重んじた保護」の具体的な現れ方
<ul style="list-style-type: none"> 労働者個人の保護については、労働基準及び社会保障水準を継続的に引き上げる。 労働者団体の保護については、労働協約制度の推進を通じた労働者団体の雇用主に対する交渉能力の向上、従業員代表大会等の従業員民主制度の推進を通じた労働者団体の雇用主における発言権の向上に努める。

上述した思考の変化は中国が新たに確立した「国民生活の保障と改善」という政治目標を体現しており、2011年、[「中華人民共和国の国民経済と社会発展の第12期五ヶ年計画要綱」](#)では「国民生活の保障と改善の堅持」が重ねてうたわれている。筆者が思うに、今後の労働法律もまた引き続き当該路線に沿って推し進められるであろうことが予想される。近い将来で特に注目すべき労働関連の立法作業は、「賃金条例」、団体的労働関係をより完全に規範化するための関連法規、並びに「社会保険法」関連実施細則等の制定である。

雇用主の対応策

(一) 絶えず変化する中国の労働法律への全体的対応

1. 遅滞なく労働法律の最新の立法動向を把握する
<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、中国の労働法律は絶えず変化し、新法律が頻繁に公布されるため、労働法律の新しい立法動向を遅滞なく追従、把握し、迅速に人的資源管理方を調整する必要がある。
2. 三通りの「立法における新思考に基づき、労働法律を理解する
<ul style="list-style-type: none"> 新たな思考に基づき制定された労働法律は、以前の法律と明らかに異なる、更には正反対になる可能性さえあるため、新しい思考に従ってこれらの労働法律を理解する必要がある。 例えば：「社会保険法」第56条の定めでは、「出産育児手当は、従業員が所属する雇用主の前年度の従業員月平均賃金に基づき計算し給付する」とされている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本条の規定に基づき執り行う場合、本人の賃金が平均賃金を下回る労働者が受領する出産育児手当は当該労働者本人の賃金より高くなり、一方、本人の賃金が平均賃金を上回る労働者が受領する出産育児手当は当該労働者本人の賃金より低くなるという状況が生じる。 ➢ なお、以前の「統一保護」という古い思考並びに関連規定の理解に照らせば、労働者本人の賃金が高ければ、出産育児手当も当然に高くなるはずである。 ➢ 「区分保護」という新しい思考で理解すれば、

低收入労働者は保護を受けるべきであり、高収入労働者は制限を加えられるべきである。立法の思考の変化を理解することは、法律の変化をより深く知る助けとなる。

(二) 个体劳动关系的具体应对

<p>1. 建立规范化的劳动关系管理制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方面可以尽量保持劳动关系管理的灵活性。 例如：设计灵活的用工制度，采用多种用工方式（劳务派遣、非全日制、退休返聘等）。 另一方面可以通过各种书面化的要求有效保存证据。 例如：及时签订书面劳动合同，及时完成变更、解除劳动合同的书面程序等。 上述措施，也会在客观上降低用人单位的违法风险和成本。
<p>2. 建立证据固定及保存制度</p> <ul style="list-style-type: none"> “证据固定”要求每项人力资源管理措施尽量使用书面证据将事实（例如，录用条件、考核情况、违法违纪情况等）加以固定。 “证据保存”要求用人单位指派专门人员管理和保存证据，制定目录，分门别类，以便调取，防止丢失。 由于稳定劳动关系的法律规定对用人单位的用工权利进行了诸多限制，从而直接增加了用人单位的举证责任（示例如下），因此，固定及保存证据便成为控制风险的一项重要措施。 <ul style="list-style-type: none"> 是否已要求劳动者签订书面劳动合同； 因不能胜任工作调整工作岗位是否有充分的理由； 因不能胜任工作解除劳动合同是否经过培训或调整工作岗位的法定程序； 制定规章制度是否经过民主程序；等。

(二) 個々の労働関係への具体的な対応

<p>1. 規範化された労働関係管理制度を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働関係管理の弾力性をできる限り維持することができる。 例えば、実用の幅を持たせた雇用制度を設定し、複数の雇用形態（劳务派遣、非全日制、定年後再雇用等）を採る。 また、各種の書面による要求を出すことで、証拠を有効に保存することもできる。 例えば、遅滞なく書面による労働契約を締結し、労働契約の変更、解除に関する書面手続は適時完了する。 上述の措置を通じて、客観的に雇用主の法律違反リスク及びコストを低減することもできる。
<p>2. 証拠の固定及び保存制度を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> 「証拠の固定」とは、各項の人的資源管理措置において可能な限り書面に残す事を要求し、事実（例えば、採用条件、考課状況、法律規則違反状況等）を固定することである。 「証拠の保存」は、後日の調査への備え、紛失の防止のために、雇用主が専門人員を指定して、証拠を管理、保存し、目録を作成し、種類別に区分し、保管することを求めることである。 労働関係を安定させるための法律規定は、雇用主の雇用権利について多くの制限を設け、これにより雇用主の証拠提示責任が重くなることとなった（以下の例が挙げられる）。従って、証拠の固定及び保存は、リスクをコントロールするための重要な措置となる。 <ul style="list-style-type: none"> 労働者に対し書面による労働契約の締結を求めたか否か。 「業務に堪えない」ことを理由に職場の調整を行うことに、十分な理由があるか否か。 「業務に堪えない」ことを理由に労働契約を解除するまでに、研修又は職場の調整等の法定手続を経ているか否か。 規則制度の制定は、民主手続を経ているか否か等。

(三) 集体劳动关系的具体应对

<p>1. 建立劳资集体协商机制</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国正力图通过集体协商以及职工代表大会等制度，提高劳动者群体的谈判能力和话语权，因此，用人单位将来会时常需要与劳动者群体进行集体协商。 因此，事先建立规范的劳资集体协商机制是必要的。 例如：事先制定协商步骤以及策略、指派专门负责人员等。
<p>2. 建立劳资冲突防范与应对机制</p> <ul style="list-style-type: none"> 劳资集体协商并不可能每次成功，发生劳资冲突在所难免，因此，建立劳资冲突的防范

(三) 団体的労働関係への具体的な対応

<p>1. 労使団体交渉手順の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国は、団体交渉及び従業員代表大会等の制度を通じて、労働者団体の交渉力及び発言権を高めようとしている。従って、将来、雇用主は、つねに労働者グループと団体交渉を行う必要が生じる。 従って、事前に規範化された労使団体交渉手順を構築することが必要となる。 例えば、事前に協議の段取り及び方策を制定し、専門の担当者等を指定する等。
<p>2. 労使紛争の防止及び対応手順の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 労使団体交渉が常にまとまるはずはなく、労使紛争の発生を完全に避けることはできないため、労

<p>与应对机制也有必要。 例如：组建冲突应对小组、保护生产措施、及时联络劳动和公安部门等。</p>
<p>3. 妥善协调与上级工会、劳动部门及相关部门的关系</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 处理集体劳动关系的问题与上级工会、劳动部门及相关部门密切相关，有时需要它们提供协助，因此，妥善协调与它们的关系极为重要。 ▪ 建议用人单位的人力资源管理部门事先就有关集体劳动关系问题根据需求与上级工会、劳动部门建立良好的沟通机制。

<p>使紛争の防止及び対応手順の構築も必要である。 例えば、紛争対応チームを設置すること、生産を継続させる措置を講じること、遅滞なく労働部門並びに公安部門等と連絡をとること等。</p>
<p>3. 上級労働組合、労働部門及び関連部門との関係を適切に調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 団体的労働関係の処理は、上級労働組合、労働部門及び関連部門と密接に関連しており、場合によっては、これらの部門の協力が必要となる。従って、これらの部門との関係を適切に調整することは、非常に重要である。 ▪ 雇用主の人的資源管理部門は、団体的労働関係に関する問題について事前の意見交流を行えるよう、必要に応じて上級労働組合、労働部門と良好な関係を構築するべきと筆者は考える。

频繁变动的中国劳动法律，顺应了中国经济和社会的发展趋势，也体现了中国劳动立法理念和思路的进步。虽然如此，用人单位要理解和适应新的劳动法律环境，可能是一个长期和艰难的过程。为此，我们认为，注重研究劳动法律体系之间的逻辑关联及其背后的立法思路，将有助于加深用人单位对劳动法律条文的理解。此外，加强与劳动部门和法律专业人员的沟通、交流，也将大有裨益。

（里兆律师事务所 2011 年 10 月 09 日整理编写）

絶えず变化する中国の労働法律は、中国経済及び社会の発展の流れに順応しており、中国の労働に関する立法理念及び思考の進歩を示している。一方、雇用主は新たな労働法律環境を理解し適応していかなければならず、おそらくそれは長く苦しい道のりとなるであろう。筆者が考えるに、労働法律体系における論理関係及びその背景となる立法理念を十分に把握することは、雇用主が労働法律条文をより深く理解するための助けとなるはずである。また、労働部門及び法律の専門家との話し合い、交流を深める事も大いに益のあることと思われる。

（里兆法律事務所が 2011 年 10 月 9 日付で作成）